

岩手県告示第66号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を定めた。

なお、同条第5項の規定により、平成26年2月3日から同年3月3日まで関係書類を縦覧に供する。

平成26年1月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

地区名	縦覧書類	縦覧場所
東和南地区（安俣排水路）	当該土地改良事業計画書の写し	花巻市役所
東和南地区（根岸排水路）	当該土地改良事業計画書の写し	花巻市役所
東和南地区（谷内用水路）	当該土地改良事業計画書の写し	花巻市役所